

## 日本応用心理学会認定「応用心理士」認定制度に関する規則

### 1. 日本応用心理学会認定「応用心理士」認定制度規則

(趣旨)

第1条 日本応用心理学会（以下「本学会」という。）は、本学会会則第3条第4号に基づき、本学会会員の専門職としての資質の向上を図るため、本学会認定「応用心理士」の認定の事業を行う。

2 前項の事業を行うため、その必要な事項を、この規則に定める。

(認定審査委員会)

第2条 前条第1項の認定に必要な審査を行う為、本学会に日本応用心理学会認定「応用心理士」認定審査委員会（以下「認定審査委員会」という。）を置く。

2 前項の認定審査委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(認定)

第3条 認定は、認定審査委員会の議を経て、本学会理事長が行う。

2 認定の手続きに関し、必要な事項は、別に定める。

(認定の要件)

第4条 認定は、本学会に入会後満2年を経過した者で、次の各号の一つに該当し、かつ本学会員の専門職としての資質があると認められた者について、これを行うことができる。

(1) 学校教育法に定められた大学において、心理学専攻又はこれに準ずる学科を卒業した者（学位授与機構の審査により学士の学位を授与された者も含む。）。

(2) 本学会機関誌「応用心理学研究」に1件以上の研究論文を公表した者、又は本学会の年次大会において2件以上の研究発表をした者。

(3) 認定審査委員会が応用心理学と関係があると認めた専門職で、3年以上の経験を有する者。

(4) 応用心理学と関係がある職で3年以上の経験を有し、本学会研修委員会企画の「研修会」に5回以上参加した者。

(認定の失効及び取消)

第5条 認定を受けた者が、本学会会則第14条前段により退会したときは、その認定は効力を失う。

2 認定を受けた者で、本学会会則第14条後段に定める行為が明らかになったときは、本学会理事長は、その認定を取り消すことができる。

(経理)

第6条 この事業に関する経理は、当分の間、本学会事務局が行う。

(改正)

第7条 この規則の改正は、本学会理事会の議を経て、総会で行う。

- 付則
- 1 この規則は、平成5年9月11日から実施する。
  - 2 平成14年9月8日より一部改正実施する。